

## 令和8年度(令和7年分) 給与支払報告書等の提出について

平素から村県民税及び森林環境税の特別徴収につきまして、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。  
さて、令和8年度(令和7年分)の「給与支払報告書(総括表)」等、関係書類を送付いたします。  
つきましては、給与支払報告書を作成のうえ、令和8年2月2日(月)までにご提出いただきますようお願いいたします。  
(早期提出にご協力をお願いいたします。)  
なお、期限後に提出された場合は、特別徴収税額通知書等の送付に時間をする場合があります。

### =留意事項=

- 給与支払報告書は、令和8年1月1日における受給者の住所地の市町村に提出をお願いいたします。
- 令和7年中に支払われた給与等(給料・賃金・賞与等)の多少にかかわらず、従業員(パートタイム・アルバイトを含む)の給与支払報告書の提出をお願いします。中途退職者分についても提出をお願いいたします。
- 五木村にお住いの受給者の給与支払報告書は、一括して五木村役場住民税務課へ提出をお願いいたします。
- 「給与支払報告書(総括表)」は今回お送りしたものを使用してください。
- 五木村在住の受給者がいない場合でも、総括表に所定の事項(受給者総人員、報告書人員0人)を記入して、提出をお願いいたします。
- ホッチキスは使用せず、クリップ又は輪ゴム等をご使用ください。
- 特別徴収できない受給者がいる場合は、仕切り紙の人数欄に内訳を記載し、特別徴収と普通徴収を区分して提出をお願いいたします。なお、給与支払報告書の摘要欄には、下表の略号 A～G を記入してください。  
略号 A～G 以外の内容での普通徴収は認められません。また、A～G で申請されたとしても、普通徴収に該当しないと判断された場合は、特別徴収となる場合があります。  
光ディスク等または eLTAX により給与支払報告書を提出する場合も、給与支払報告書の摘要欄には必ず略号 A～G を入力ください。

略号	内 容
A	給与の支払期間が1月を超える期間によって定められている給与のみ
B	外国航路を航行する船舶の乗組員で、1月を超える期間以上乗船するため慣行として不定期
C	総受給者数(五木村以外の受給者も含む)が2名以下
D	退職している(又は5月までに退職予定)
E	給与が少なく、個人住民税額が引ききれない
F	給与の支払いが不定期又は通年の雇用ではない
G	他の事業所で特別徴収をする(乙欄該当者)

### (お問い合わせ及び提出先)

〒868-0201

熊本県球磨郡五木村甲2672番地7

五木村役場 住民税務課 住民税係

電話番号: 0966-37-2213(直通)